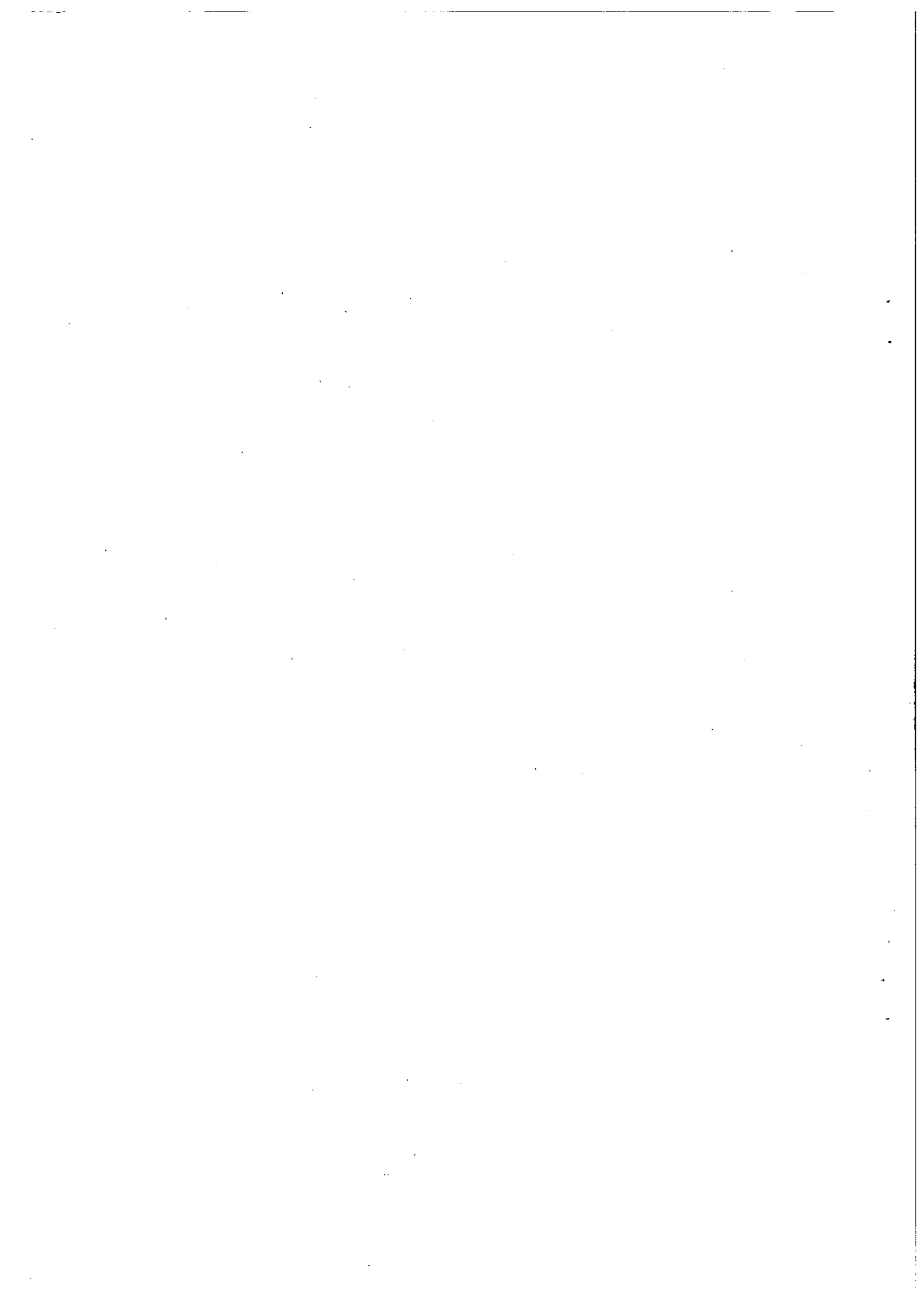


平成28年度 保健所運営協議会



平成28年8月26日（金）

大分県豊肥保健所



次 第

- 1 開 会
- 2 新任委員に対する委嘱状交付
- 3 保健所長あいさつ
- 4 委員の紹介及び保健所職員の紹介
 - ① 委員
 - ② 保健所職員
- 5 会長選出
- 6 議事・報告事項
 - ① 管内の概要について
 - ② 保健所業務について
 - ③ 保健所行動計画について
 - ④ その他
- 7 意見交換
- 8 閉 会

豊肥保健所運営協議会委員名簿

任期:平成28年4月1日～平成30年3月31日

区分	委員氏名	所属・団体	摘要
行政	首藤 勝次	竹田市	
	橋本 祐輔	豊後大野市	
医療関係者	加藤 一郎	竹田市医師会	
	岡野 良文	豊後大野市医師会	※
	後藤 博文	竹田市歯科医師会	
	武藤 秀典	豊後大野市歯科医師会	
	伊藤 寿和子	竹田市薬剤師会	
	安藤 道雄	豊後大野市薬剤師会	
	副田 明美	大分県看護協会(豊後大野・竹田地区)	
関係団体等	長松 英二	竹田食品衛生協会	
	萩原 秀子	豊後大野市食生活改善推進協議会	
	岩屋 真美	竹田市学校保健会	
	榎 英子	竹田ほほえみの会	
	今村 かや	豊後大野市愛育会	
	平井 庸夫	豊後大野市民生児童委員協議会	

(※)平成28年5月25日～平成30年3月31日

関係団体等の委員については、任期(2年)毎に竹田市と豊後大野市から交互に選出

大分県保健所運営協議会条例

(設置)

第一条 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第十一条の規定に基づき、保健所に運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(平九条例六・全改)

(名称)

第二条 協議会の名称には、保健所の名を冠する。

(組織)

第三条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(平九条例六・全改)

(会長の設置及び権限)

第四条 協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名した委員がその職務を代理する。

(招集)

第五条 協議会は、会長が招集する。

(会議及び議事)

第六条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることはできない。

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、その保健所において処理する。

(委任)

八条 この条例の施行について必要な事項は、知事が別に定める。

地域保健法(昭和22年法律第101号)

第11条 第5条第1項に規定する地方公共団体は、保健所の所管区域内の地域保健及び保健所の運営に関する事項を審議させるため、当該地方公共団体の条例で定めるところにより、保健所に、運営協議会を置くことができる。

出席者名簿

区分	委員氏名	所属・団体	摘要
市町村	首藤 勝次	竹田市	〈代理〉 保険健康課長 後藤 新一
	橋本 祐輔	豊後大野市	〈代理〉市民生活課参事兼 健康推進室長 仲村 千秋
医療関係者	加藤 一郎	竹田市医師会	
	岡野 良文	豊後大野市医師会	
	後藤 博文	竹田市歯科医師会	
	武藤 秀典	豊後大野市歯科医師会	
	伊藤 寿和子	竹田市薬剤師会	(欠席)
	安藤 道雄	豊後大野市薬剤師会	
	副田 明美	大分県看護協会(豊後大野・竹田地区)	(欠席)
関係団体等	長松 英二	竹田食品衛生協会	
	萩原 秀子	豊後大野市食生活改善推進協議会	(欠席)
	岩屋 真美	竹田市学校保健会	
	榎 英子	竹田ほほえみの会	
	今村 かや	豊後大野市愛育会	
	平井 庸夫	豊後大野市民生児童委員協議会	
保健所	山下 剛	所長	
	前田 憲生	次長兼健康安全企画課長	
	中田 高史	参事兼衛生課長	
	赤嶺 真由美	参事兼地域保健課長	
	後藤 義孝	検査課長	
	渡邊 徹	衛生課食品衛生・薬事班主幹(総括)	
	世古 庄太	同 生活衛生・環境班課長補佐(総括)	
	岡本 英子	地域保健課健康増進班課長補佐(総括)	
	山本 八重美	同 疾病対策班課長補佐(総括)	
	津田 克彦	同 食育栄養指導班課長補佐(総括)	
	上原 左兵衛	健康安全企画課企画福祉班副主幹	
	後田 美歩	同 技師	
八坂 将史	同 主事		

わたしのまちの健康プロフィール(豊肥版)

1 管内の概要

【作成元】平成28年4月

大分県豊肥保健所

〒879-7131 大分県豊後大野市三重町市場934番地2

TEL:0974-22-0162/FAX 0974-22-7580

e-mail:a12086@pref.oita.lg.jp



管内**59,024**人 (対前年1,129人減)

人口

竹田市 22,265人 (Δ2.33%減)

豊後大野市 36,759人 (Δ1.60%減)

世帯数

管内**24,193**世帯 (対前年92世帯減)

竹田市 9,375世帯

豊後大野市 14,818世帯

高齢化

管内 **42.4%** (対前年1.0%増)

竹田市 44.8%

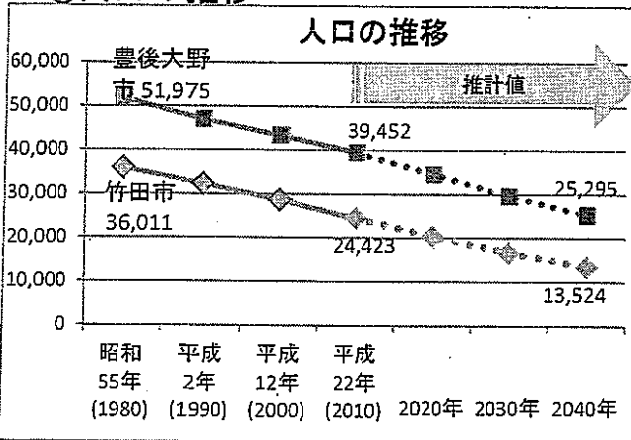
豊後大野市 40.9%

大分県 30.4%

(1) 人口

資料:大分県統計調査課「推計人口」(平成27年10月1日現在)

①人口の推移



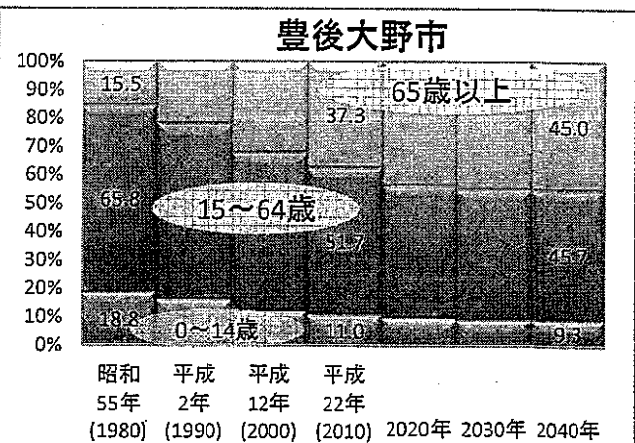
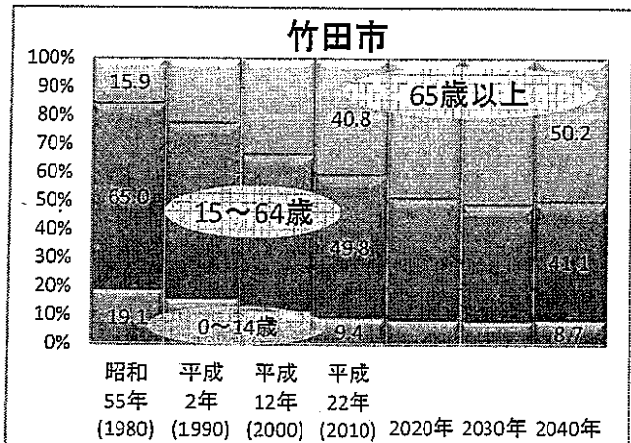
人口は年々減少しており、今後も減少すると予想されています。平成27年の人口減少率は、竹田市が2.33%減と県下で最も高く、豊後大野市は1.60%減(県内5位)でした。

また、豊肥地域は県内でも高齢化率の高い地域であり、平成27年の高齢化率は、竹田市44.8%(県内2位)、豊後大野市40.9%(県内3位)でした。

65歳以上の高齢者が増える一方で、15歳~64歳の世代は年々減っており、高齢者を地域全体で支える仕組みづくりが必要となっています。



②年齢3区分別人口割合の推移



資料:1980年~2007年 総務省統計局「国勢調査」

2020年~2040年 国立社会保障・人口問題研究所「日本の市区町村別将来推計人口」(平成25年3月推計)

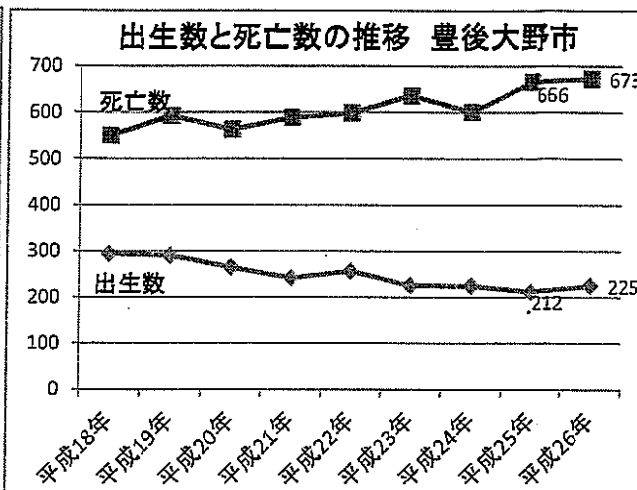
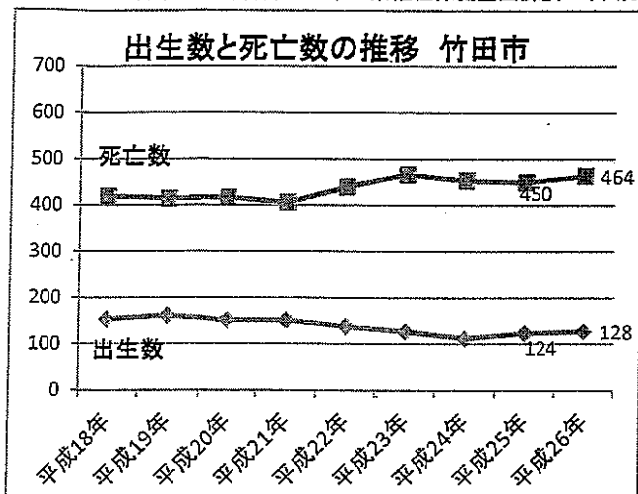
2 人口動態

(1) 出生と死亡の状況

平成26年	生まれる赤ちゃん【出生】			亡くなる人【死亡】		
	出生数 (実数)	出生率 (人口千対)	(再掲) 出生数 2,500g 未満	合計特殊 出生率※	死亡数 (実数)	死亡率 (人口千対)
大分県	9,279	8.0	798	1.57	14,065	12.1
竹田市	128	5.7	9	1.62	464	20.5
豊後大野市	225	6.0	20	1.58	673	18.1

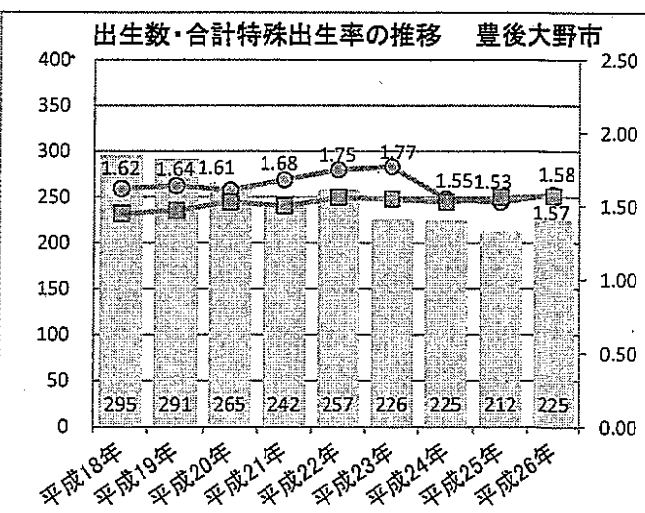
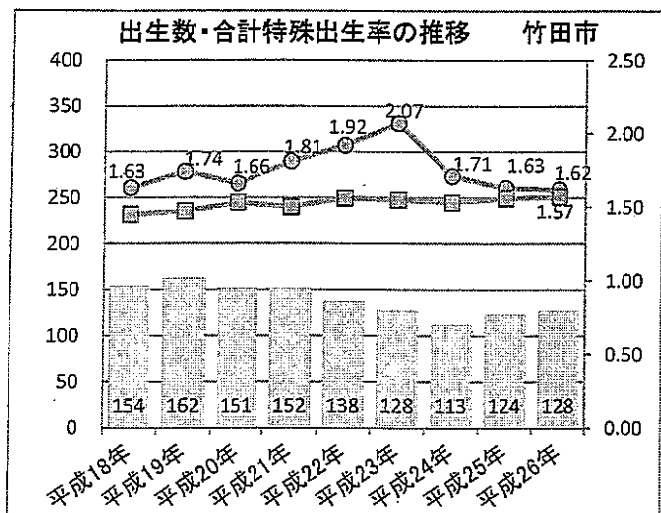
資料：厚生労働省「人口動態統計」

各市の合計特殊出生率は県福祉保健企画課調べ(平成22年～26年の平均値)



竹田市、豊後大野市ともに、県に比べ、人口千人あたりの出生率が低く、死亡率が高くなっています。また、死亡数が出生数を上回り、自然減の状況が続いています。

(2) 出生数と合計特殊出生率の推移



■ 出生数

◆ 合計特殊出生率【市】

□ 合計特殊出生率【県】

合計特殊出生率は、1人の女性が一生の間に生む子どもの数をあらわす指標で、人口を維持するためには、2.07以上が必要です。

管内の合計特殊出生率は県よりも概ね高い値で推移していますが、出生数は減少傾向です。

平成26年の合計特殊出生率は、竹田市1.62(県内10位)、豊後大野市1.58(県内12位)であり、近年横ばいの状況が続いています。



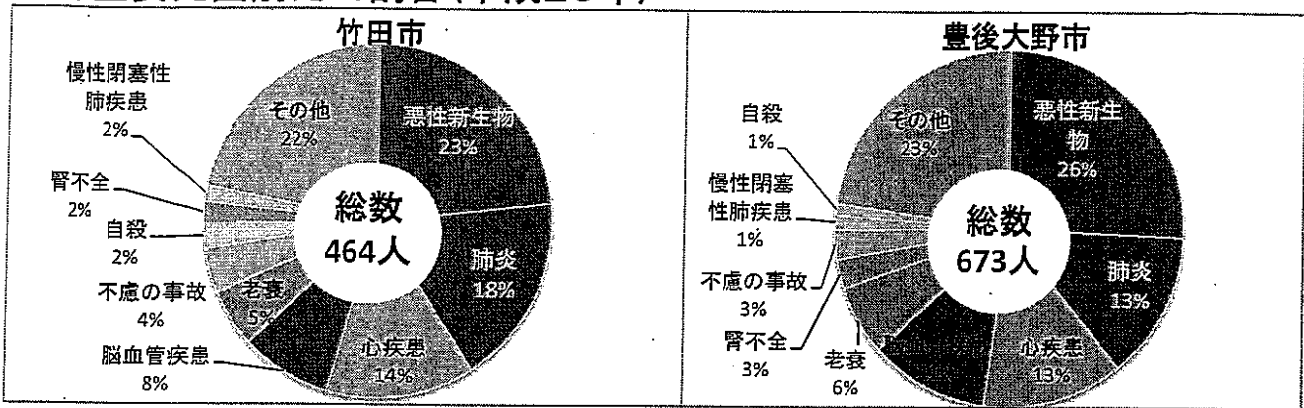
(3) 主要死因別死亡数・死亡率(人口10万対)

平成26年

死因	大分県	竹田市		豊後大野市	
	率	実数	率	実数	率
死亡総数	1209.4	464	2048.7	673	1807.5
悪性新生物	329.8	108	476.9	173	464.6
心疾患	176.8	64	282.6	88	236.3
脳血管疾患	110.2	39	172.2	74	198.7
肺炎	124.0	81	357.6	90	241.7
腎不全	24.3	9	39.7	18	48.3
老衰	63.0	25	110.4	43	115.5
不慮の事故	41.6	19	83.9	18	48.3
慢性閉塞性肺疾患	19.6	7	30.9	9	24.2
自殺	17.6	11	48.6	7	18.8

資料：厚生労働省「人口動態統計」

(4) 主要死因別死亡割合(平成26年)



主要死因別死亡率(人口10万対) 上位5疾患

竹田市	1位	2位	3位	4位	5位
平成26年	悪性新生物	肺炎	心疾患	脳血管疾患	老衰
平成25年	肺炎	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	不慮の事故
平成24年	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	不慮の事故

豊後大野市	1位	2位	3位	4位	5位
平成26年	悪性新生物	肺炎	心疾患	脳血管疾患	老衰
平成25年	悪性新生物	心疾患	肺炎	脳血管疾患	老衰
平成24年	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患	肺炎	老衰

注) 表中の色塗りの部分は生活習慣病に起因するとされる疾患です。

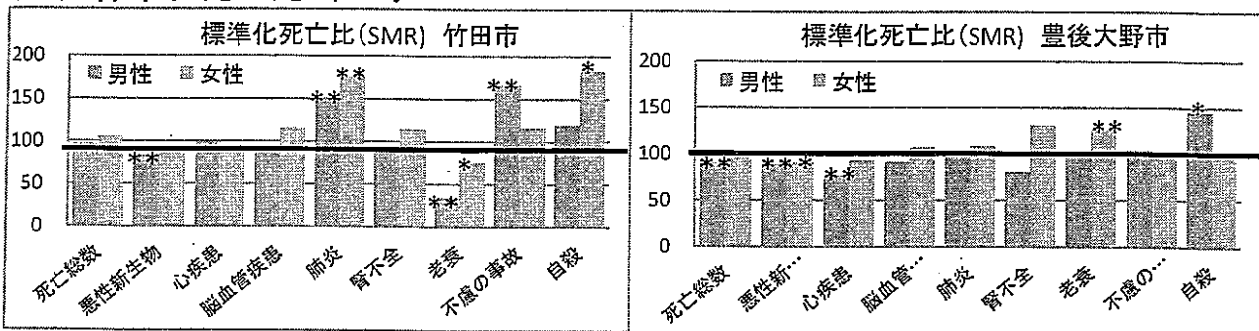
管内の死因別死亡数は、悪性新生物、肺炎、心疾患、脳血管疾患が上位4位までを占めています。平成26年は、竹田市、豊後大野市共に肺炎が死因の第2位となっています。近年、全国的にも肺炎で亡くなる人が増加傾向です。



死亡の状況は人口規模や年齢構成に影響されるので、地域毎に比較する場合は、年齢構成の差を取り除いた「標準化死亡比(SMR)」を用います。

竹田市では男女の肺炎、男性の不慮の事故、女性の自殺、豊後大野市では女性の老衰、男性の自殺が統計的に高くなっています。

(5) 標準化死亡比(SMR)



注) *は5%の危険率、**は1%の危険率で有意に期待死亡率と差がある。

資料：大分県健康指標計算システム(県福祉保健企画課) H22~26年統計

3 平均寿命とお達者年齢

～平均寿命と健康寿命について～

「平均寿命」は、0歳の子どもの何年生まれるかを示したものであり、都道府県の数値は国が5年毎に公表しています。市町村の平均寿命も5年毎に国が算出していますが、大分県では独自に算出（※1）し、毎年公表（※2）しています。

「健康寿命」は、健康で過ごせる期間を示したものです。国が算出する「健康寿命」は、国民生活基礎調査の結果を基に、「日常生活に制限のない期間」を算出したもので、全国値と都道府県の値が3年に1回公表されます。

平均寿命と健康寿命の差は、健康ではない期間を意味するので、この期間をなるべく短くすることが必要です。

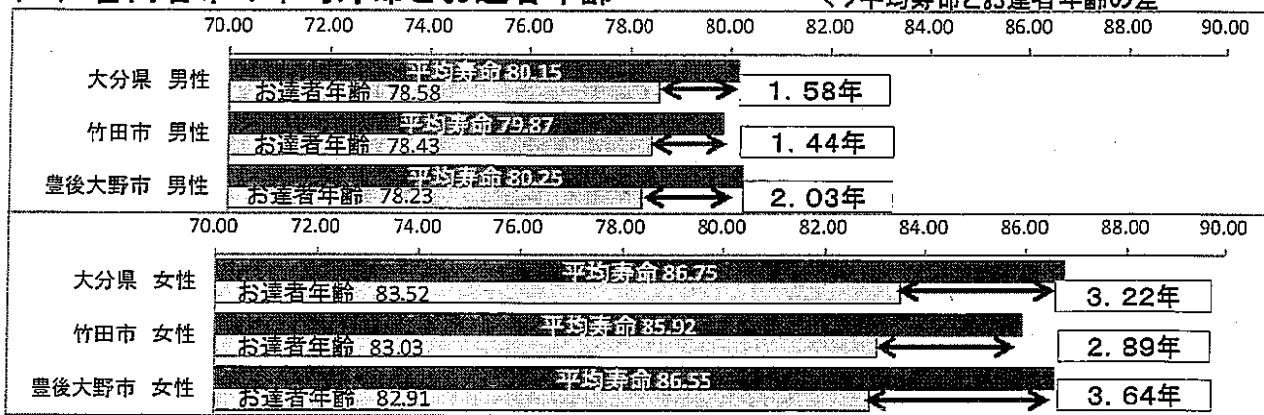
なお、人口規模の小さい市町村では、国と同様の調査による「健康寿命」の算出は困難なため、類する指標として、「お達者年齢」（※3）を大分県が毎年公表（※2）しています。

- ※1 「毎月流動人口調査報告」等から算出
- ※2 人口規模が小さく単年度では精度が低くなるため、5年間平均値を使用
- ※3 「要介護2以上に認定を受けていない方」を健康として定義



(1) 管内各市の平均寿命とお達者年齢

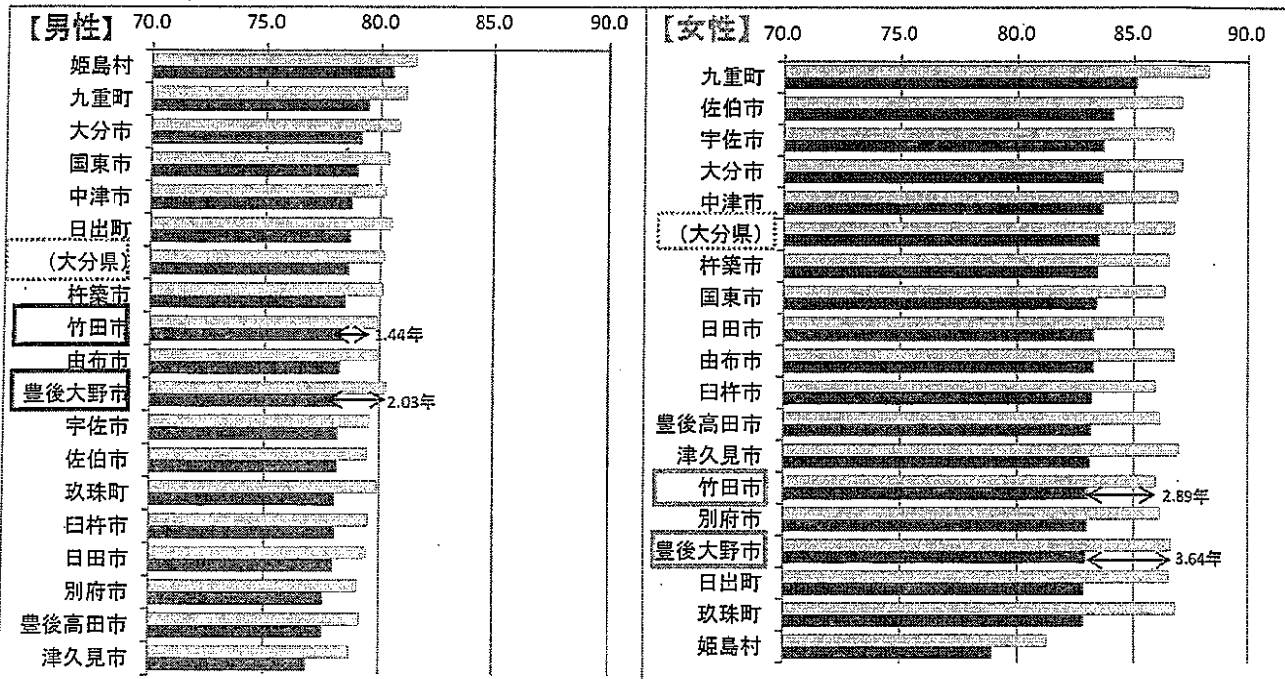
↔平均寿命とお達者年齢の差



資料：大分県健康指標計算システム（県福祉保健企画課）H22～26年統計

(2) お達者年齢 市町村ランキング

■ お達者年齢 □ 平均寿命



管内のお達者年齢は、県平均に比べ男女共に低い傾向にあります。平均寿命とお達者年齢の差をみると、管内では男性が1～2年、女性が2～4年です。

健康寿命を延ばすためには、若い頃からの健康的な生活習慣と、高齢者の介護予防が重要です。「元気で長寿な地域No.1」を目指しましょう！



平成28年度 豊肥保健所行動計画（全体図）

I-① 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・小規模事業所への健康づくり支援体制の構築を目指し、市や関係機関等と協働した取組を進めます。
- ・「健康経営」に取り組む事業所や、働き盛り世代の健康づくりを支援します。
- ・「うま塩」の普及啓発や、高校生への食育体験講座等、食を通じた健康づくりを推進します。

I-② 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

- ・管内各市における在宅医療・介護連携推進事業の取り組みを支援するとともに、広域連携・調整の場を設置します。
- ・入退院時に係る医療と介護の情報共有ルールを定着させ、医療と介護のさらなる連携強化を目指します。
- ・在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・関係機関と連携し、健康危機事案の発生を想定したシミュレーションや連絡会議を開催します。
- ・地域住民、病院、社会福祉施設等を対象にした感染症対策研修会（結核や感染性胃腸炎等）を開催し、感染症対策を強化します。
- ・食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・環境保全活動を行う団体のネットワークを拡充し、地域活性化につながる環境保全活動を促進します。
- ・学校や職場等、地域の様々な場において専門家による環境教育を推進します。
- ・生活排水や事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川保全活動への支援を行います。

I 健康寿命日本一に向けた取組

①健康づくりの推進

現状と課題

・豊肥管内のお達者年齢(健康寿命)は、竹田市男性78.43歳、竹田市女性83.03歳、豊後大野市男性78.23歳、豊後大野市女性82.91歳であり、大分県(男性78.58歳、女性83.52歳)に比べ短い現状にある。健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。
(資料:大分県健康指標計算システム 平成22年~26年統計)

(1)小規模事業所の健康づくり

- ・小規模事業所が8割以上を占める豊肥圏域の事業所へ平成27年度に実施した「小規模事業所の健康づくりの実態調査」結果から、「独自に健康づくりに取り組みづらい」、「健診受診後のフォローまで手が回らない」、「研修会など、管内、県レベルで集まる健康づくり施策には参加しづらい」などの職場環境が明らかになった。
- ・「小規模事業所従業員が参加・実践しやすい」健康づくり施策の立案と、実施に向けて関係機関や自治体との共通認識・協働と適切な役割分担による取組が必要である。

(2)うま塩(減塩)、食育の取組

- ・家庭外で調理・加工された食事が日常化する中、飲食店等での健康情報や生活習慣病予防に効果のある食事の提供が求められる。
- ・管内では「野菜たっぷりメニュー」の提供など、利用者の健康づくりの支援に取り組む「健康応援団」に50店舗が登録している。塩分の摂り過ぎ対策として、うま塩(減塩)メニューが提供できる店舗は現在4店舗であり、さらなる取組の推進が必要である。
- ・管内の「朝食を毎日食べる高校1年生」の割合は75%と、県平均と比較して低い。卒業後、一人暮らしなど生活スタイルも変化する中、食事を通して自らの健康管理ができるよう、食べ物を選ぶ力や料理ができる力を身につけるためのさらなる支援が必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 小規模事業所への健康づくり支援体制の構築
 - (1)事業所へのアウトリーチ型の健康施策の実施
 - (2)健康づくり支援体制の強化
 - (3)健康づくりの実践を共有できる場づくり
 - (4)市町村国保加入の事業所の健診受診体制整備への調整
 - (5)小規模事業所が受診可能ながん検診の啓発・勧奨
- 2 他分野・多機関のネットワークを活用した健康づくりのアプローチ
 - (1)労働基準監督署や商工会等のネットワークや機会を活用した事業所への支援の実践
 - (2)ITの活用等、年代に応じた健康づくりメニューの推進
- 3 「うま塩」と「食育」の推進
 - (1)飲食店等におけるうま塩(減塩)メニュー提供の推進と家庭等へのうま塩の普及啓発
 - (2)高校生が健康な身体を維持するための食事の選択や料理ができるようになるための支援

目標指標

- 1 小規模事業所への健康づくり支援体制の構築
 - (1)事業所へ出向いて行う健康づくりの相談・助言:15事業所
 - (2)健康経営事業所の拡大
新規登録事業所数の増加:5事業所以上
健康経営認定事業所数の増加:2事業所以上
 - (3)事業所連絡会開催:年2回
 - (4)上記(1)や(3)を活用した市との協働による検診等の啓発
- 2 他分野・他機関のネットワークを活用した事業所への健康づくりのアプローチの検討と実践
 - (1)商工会・商工会議所・労働基準監督署との協働による事業所への健康づくりに係る説明会:5回以上
 - (2)健康情報の提供:登録事業所あてメール12回、市報各1回(計2回)、市ケーブルTV各1回(計2回)
 - (3)地域職域健康づくり推進協議会開催:年2回
- 3 「うま塩」と「食育」の推進
 - (1)「うま塩」メニュー提供店認定数の増加:3店舗
 - (2)管内4つの高校における食育体験講座の実施や情報提供:各校1回以上
 - (3)「うま塩」や「食育」に関する普及啓発:5回

I 健康寿命日本一に向けた取組
 ②地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携

現状と課題

- ・豊肥管内は、県内で最も高齢化率が高い地域である。医療や介護が必要な高齢者等を支えるためには、医療関係者と介護支援専門員等の職種間の連携を推進し、地域の実情に応じた支援体制を整備する必要がある。
- ・平成27年度までは豊肥地域在宅医療推進協議会を設置し、関係機関と協働した研修会の開催等に取り組んできたところである。今後は在宅医療と介護の連携推進に係る事業の実施主体が市町村となるため、これまでの協議会等の取組を各市の事業に円滑に移行するとともに、県としても引き続き各市や関係団体等と連携し、取組支援を積極的に進める必要がある。また昨年度は、医療と介護の連携を推進するため、関係者との協働により『病院と介護支援専門員の入退院時情報共有ルール(※)』を策定した。豊肥圏域における病院から居宅介護支援専門員への退院調整率は69.8%(平成27年7月調査時)であり、今後は情報共有ルールを定着させ、さらなる連携強化を図る必要がある。
- ・医療、看護、介護職に対する地域包括ケア・在宅医療にかかる研修等を行ってきた中で、関係者の意識・機運、職種間における連携促進の必要性への認識は着実に高まっている。今後は、多職種一体となった研修会の開催等による知識及び技術の修得と、在宅医療を必要とする住民への適切な支援体制づくりが必要である。

(※)入退院時情報共有ルールとは、患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルールのこと。これによって、入院から在宅への切れ目のない支援の提供と、退院後の状態悪化予防を目指す。

保健所が実施すべき対策

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援
 - (1)各市が実施する協議会や研修会、住民向け普及啓発等の事業企画・運営支援
 - (2)管内各市の広域連携・調整の場の設置
- 2 医療と介護の情報共有ルール運用・評価
 - (1)豊肥圏域における入退院時情報共有ルールの周知、運用状況の把握・検証
- 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上
 - (1)医療、看護、介護職が住民の状態・ニーズに応じた支援の最新知識・技術を共有できるための研修開催

目標指標

- 1 在宅医療・介護連携推進事業の支援
 - (1)各市協議会への参画及び多職種連携研修会や市民公開講座等の企画・運営支援
 - (2)管内各市及び関係団体等の参加する広域連携会議等の開催：年1回以上
- 2 医療と介護の情報共有ルール運用・評価
 - (1)入退院時の情報共有に伴う連絡調整率の向上
- 3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上
 - (1)在宅医療・介護連携推進にかかる研修開催：年10回以上

現状と課題

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生防止や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。
- ・2014年の西アフリカにおけるエボラ出血熱の流行、2015年の韓国におけるMERSの流行、2016年のジカ熱等、近年、住民の健康を脅かす健康危機事案は増加している。万一の発生に備え、関係機関との連携強化及び所内外における体制整備の必要がある。
- ・社会福祉施設や病院等を対象とした感染症対策研修・実地指導により、施設から保健所への早期の相談・報告、保健所の迅速な対応へとつながっている。さらに、施設が主体的に感染予防・感染拡大防止の取組ができるための支援を継続する必要がある。
- ・管内には、県下で唯一の大規模食鳥処理場、及び、と畜場がある。これらの施設では、食肉等に起因する食中毒発生防止が重要であり、さらなる衛生確保を図るため、危害分析・重要管理点方式(以下HACCPと略)の導入に向けた衛生指導を行う必要がある。併せて、飲食店等に対しては、管内で平成23年から26年にかけて3件の食中毒が発生したことから、衛生講習会を通じて、工程管理及び衛生指導することが必要である。

保健所が実施すべき対策

- 1 関係機関との連携強化及び体制整備
 - (1) 新型インフルエンザ等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施
 - (2) 関係機関との健康危機連絡会議開催
 - (3) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- 2 結核をはじめとする、地域・病院・施設内感染対策の強化
 - (1) 地域住民を対象とした結核研修会の開催
 - (2) 病院を対象とした結核研修会の開催
 - (3) 管内の中核的な病院と連携した、地域感染症対策研修会の開催
- 3 社会福祉施設等における食中毒・感染症対策
 - (1) 社会福祉施設等を対象にした研修会の開催
- 4 食品による健康被害防止対策
 - (1) 大規模食鳥処理場、と畜場、及び食品製造業者等に対する、HACCP導入に向けた工程管理の指導
 - (2) 飲食店等に対する、HACCP導入に向けた工程管理等の衛生講習会実施

目標指標

- 1 関係機関との連携強化及び体制整備
 - (1) 健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施: 1回以上
 - (2) 健康危機連絡会議の開催: 1回以上
 - (3) 感染症情報の提供: ホームページ(毎週更新)、メール・FAXによる情報提供(随時)
- 2 結核をはじめとする、地域・病院・施設内感染対策の強化
 - (1) 地域住民が集まるあらゆる機会を活用し、研修会を開催: 10回以上
 - (2) 病院内結核研修会の開催: 2回
 - (3) 地域感染症対策研修会の開催: 1回以上
- 3 社会福祉施設等における食中毒・感染症対策
 - (1) 食中毒・感染症予防対策研修会の開催: 1回以上
- 4 食品による健康被害防止対策
 - (1) 工程管理指導施設数: 5施設
 - (2) 衛生講習会実施回数: 30回

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

(1) 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- ・本県では、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開してきたが、作戦の牽引役である「ごみゼロおおいた推進隊」は近年減少し、平成27年度豊肥管内では10団体になっている。さらに、団体同士の交流不足や構成員の高齢化も加わり、活動は縮小する傾向にある。
- ・地域の特性を生かした環境保全活動を行う団体に対して、ネットワークを拡充するための交流促進や情報発信の場の提供などを支援する必要がある。
- ・地域住民の環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材を育むために、あらゆる世代や家庭、学校、職場、地域などさまざまな場において専門家による環境教育を推進する必要がある。

(2) 豊かな水環境の創出

- ・豊肥管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域の団体や個人で構成される大野川流域ネットワークングにより活発な取組が継続されており、また、平成27年度には、大分川の支流である芹川において、飲食業、畜産業、学校等多種の団体で構成された芹川会議が設立され、取組が始まっている。
- ・両河川流域の住民が親しみを感じることができる豊かな水環境の創出には、生活排水や事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動や水質検査・水生生物調査などの河川保全活動への積極的な参加が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- (1) 環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催
- (2) 環境教育推進のための専門家(環境教育アドバイザー)の派遣

2 豊かな水環境の創出

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした立入検査計画に基づく監視・指導
- (2) 流域住民による河川の清掃・美化活動への積極的な参加
- (3) 流域住民による水質検査・水生生物調査への支援

目標指標

1 地域活性化につながる環境保全活動の促進

- (1) 地域連絡会の開催: 1回
- (2) 環境教育アドバイザー派遣回数: 3回

2 豊かな水環境の創出

- (1) 特定事業場等の立入検査: 50件
- (2) 河川の清掃・美化活動への参加: 5回
- (3) 水質調査・水生生物調査への支援: 3回

I 地域包括ケアシステム構築を目指した在宅医療・介護連携体制の整備

事業の実施状況

(1) 在宅医療と介護の連携推進体制の整備

- ① 豊肥地域在宅医療推進協議会における推進方策の検討
 - ・豊肥地域在宅医療推進協議会の開催：2回
 - ・豊後大野市地域在宅医療検討部会の開催：2回
- ② 各市単位の協議会の設立及び運営の支援
 - ・竹田市在宅医療推進協議会（年2回）や作業部会及び各検討部会（延べ16回）に参画し、企画・運営支援を行った。
 - ・豊後大野地域在宅医療検討部会を設置し、市とともに検討を行い、28年度の協議会設置について確認した。
- ③ 関係団体と協働した地域住民向けの普及・啓発活動の実施

関係団体と協働し、地域の医療・介護関係者等に向けて在宅医療・介護連携の重要性を啓発するための各種研修を実施した。

 - ・竹田市在宅医療・介護連携推進研修会の開催：1回（140名参加） ※竹田市医師会・竹田市との共催
 - ・看護フォーラム「在宅医療と介護の連携」の開催：1回（90名参加） ※大分県看護協会豊後大野・竹田地区との共催
 - ・竹田市医師会作成の住民向け啓発チラシの企画及び作成等支援：市報とともに市内全世帯約1万戸配布

(2) 医療と介護の入退院時情報共有ルール策定の

- ・入退院時情報共有実態調査の実施（7月）
- ・豊肥管内の病院関係者及び介護支援専門員等への説明会の開催：1回
- ・介護支援専門員とのルール策定に向けた検討会の開催：3回（8月に各市1回ずつ、9月に圏域合同で1回開催）
- ・病院関係者と介護支援専門員との合同検討会の開催：2回
- ・情報共有ルール案の試行及びモニタリング調査の実施（11月中旬～12月末）

事業の成果等

- (1) 医療・介護関係者等で構成する協議会で課題の共有を図るとともに、関係者が一体となって在宅医療を推進することができた。
- (2) 各市単位での取組支援により、今後、市が実施主体となる在宅医療・介護連携推進事業への円滑な移行に資することができた。
- (3) 市など関係団体と協働して研修等を開催することにより、今後、市が実施する住民啓発へ引き継ぐ契機とすることができた。
- (4) 情報共有ルールを策定する過程で、病院関係者（看護部、連携室等）と介護支援専門員の顔の見える関係づくりが進み、関係者での課題の認識、意識の共有が図られ、豊肥圏域の入退院時情報共有ルールを策定できた。

今後の方向性・改善計画等

- (1) 引き続き各市単位の協議会運営支援を行うとともに、各市の在宅医療・介護連携推進事業における圏域内の連携・調整を行う。
- (2) 各市が住民向け普及・啓発活動に取り組むために必要な情報提供や企画支援等を行う。
- (3) 入退院時情報共有ルールの運用及び評価を行い、医療と介護のさらなる連携強化を目指す。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

事業の実施状況

- (1) 関係機関と連携し、高病原性鳥インフルエンザやエボラ出血熱等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施
- ① 健康危機管理連絡会議の開催: 1回
 - ② エボラ出血熱患者の発生を想定した患者移送演習: 各市1回ずつ実施 ※各市消防本部との合同演習
- (2) 結核をはじめとする院内・施設内感染対策の強化
- ① 看護職と並んで施設内感染対策の核となる介護職員の資質向上のための研修会の開催
 - ・高齢者入所施設における感染症対策研修会の開催: 7回(8施設中7施設で開催)
 - ・高齢者通所施設における感染症対策研修会の開催: 2回
 - ② 介護老人保健施設における実効ある結核・感染症対策マニュアルの策定支援
 - ・施設内感染症対策マニュアル検討会の開催: 1回
 - ③ 医療機関と協働での院内感染症対策実地研修会の開催
 - ・院内感染対策研修会の開催: 1回
 - ・院内ラウンド研修会の開催: 1回(参加率: 51.6%)
- (3) 食中毒防止対策
- ① 大型弁当屋、仕出し屋、量販店等に対する監視指導の強化
 - ・監視及び指導: 60件
 - ② 食品業界とタイアップした研修、食中毒予防の街頭啓発の実施
 - ・研修の実施: 26回
 - ・街頭啓発の実施: 7回
 - ③ 食品による健康被害防止のための工程管理実施施設の把握
 - ・把握件数: 30施設

事業の成果等

- (1) 各種研修、会議等を通して、関係機関との連携強化を図ることができた。特に、平成26年度に各市消防と結んだ「エボラ出血熱患者の移送に係る覚書」については、協働訓練を行うことができた。
- (2) 介護老人保健施設での研修会の開催、医療機関の感染対策マニュアルの有効活用への継続支援、地域の中核病院との連携強化により、院内・施設内感染対策の強化が図られた。
- (3) 今年度の食中毒発生数はゼロを達成。

今後の方向性・改善計画等

- (1) 関係機関と連携したシミュレーションや各種会議等を継続し、万一に備えた体制を整備する必要がある。
- (2) 結核を含む地域全体の感染症対策強化のため、地域の中核病院との連携を強化し、今後も継続して取り組む必要がある。
- (3) 食中毒と確定できた事例こそ無いが、有症苦情は散見された為、今後も食中毒防止対策に継続して取り組む必要がある。

Ⅲ 豊かな水環境の創出

事業の実施状況

- (1) 流域住民等による川辺の清掃活動や水生生物調査等の取組の支援
今年度から大野川に加え、大分川支流の芹川での取組を開始
 - ① 河川の清掃・美化活動への支援: 6回(目標5回)
 - ② 水生生物調査、簡易測定法による水質検査の支援: 5回(目標5回)
- (2) 事業場等の排水対策推進を目的とした立入検査計画に基づく監視・指導の実施
 - ① 特定事業場等の立入指導件数: 55件(目標50件)
- (3) 浄化槽の適切な維持管理についての広報等
 - ① 講習会等を利用したチラシの配布: 5回(目標4回)
 - ② 浄化槽清掃業者及び保守点検業者への立入指導: 8件(目標8件)

事業の成果等

- (1) 大野川流域では活発な保全活動が継続され、芹川流域では流域会議の設立、水生生物調査、清掃活動が開始され、河川を中心とした環境保全について啓発することができた。
- (2) 事業場での排水処理の現状把握、事業者への排水処理の重要性を啓発することができた。
- (3) 浄化槽の適切な維持管理について、浄化槽使用者への広報、浄化槽清掃業者及び保守点検業者への周知が図られた。

今後の方向性・改善計画等

- (1) 流域住民に河川を中心とした環境保全についての意識を高め、若い世代にも活動の輪を広げ、自主的な活動の展開を図る。
- (2) 河川の水質保全のため生活排水、事業場排水対策を継続する。

IV 健康寿命の延伸のための職域と連携した健康づくり

事業の実施状況

- (1) 小規模事業所の健康づくり対策について、訪問またはアンケートによる実態調査の実施
 - ① 聞き取り調査(訪問等) 回答率:5/5事業所
 - ② アンケート調査 回答率:382/1703事業所(回答率 22.4%) ※業種別回答率:最高 37.1%、最低11.1%
- (2) 事業主を対象に、地域・職域関係機関と協働し“健康経営”についての普及啓発活動を行い、健康経営事業所の登録拡大を図る
 - ① 商工会・商工会議所・労働基準監督署との協働による事業所への説明会:5回(目標3回以上)
 - ② 健康経営事業所の拡大
 - ・新規登録事業所数の増加:11事業所登録(目標2事業所以上)
 - ・健康経営認定事業所数の増加:8事業所認定(目標2事業所以上)
- (3) 各事業所の健康づくりへの具体的な取組を検討するための、事業所連絡会の開催
 - ・事業所連絡会の開催:1回(目標1回)
- (4) 地域・職域健康づくり推進協議会を開催し、圏域の実態に添った取組を推進するための体制整備
 - ・協議会の開催:2回(目標1回)

事業の成果等

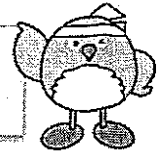
- (1) 地域保健・職域保健並びに商工会等と協働することで、関係者が一体となって事業所の健康づくりを推進することができた。
- (2) 各機関の集会・広報等を活用したことで、小規模事業所の現状を踏まえた健康経営の重要性について、より多くの事業所への普及・啓発が可能となり、従業員数や加入保険を問わず、健康経営事業所の拡大に向けた新たな登録数の増加につながった。
- (3) 実態調査の結果を踏まえ、圏域内事業所と健康づくりについて一緒に検討することで、実状に応じた支援について検討できた。
- (4) 実態調査の結果を協議会内で共有、地域課題を検討することで、事業所の健康づくり支援に向けた各機関の役割が具体的になった。

今後の方向性・改善計画等

- (1) 関係機関との協働による「小規模事業所における健康づくり」の支援体制の構築
 - ① 健康づくり推進に向けたアウトリーチ型(事業所に出向いて)の施策推進
 - ② 職域分野における支援体制の強化
 - ③ 事業所が取り組んでいる健康づくりの実践を共有できる場づくり
 - ④ 事業所の健診受診体制の整備
 - ⑤ がん検診の受診勧奨
- (2) 他分野・多機関のネットワークを活用し無関心期・年代に応じた事業所へのアプローチ方法の検討

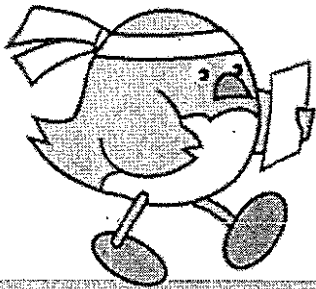
大分県からのお知らせ

従業員の健康を支えたい事業所を応援！

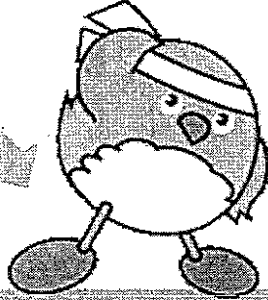


「健康経営事業所」を認定します

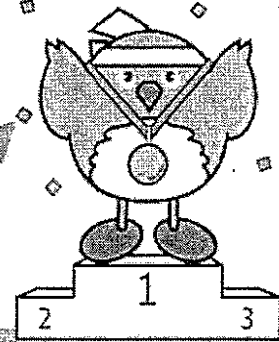
まずは**登録**！



次に**実践**！



めざせ**認定**！

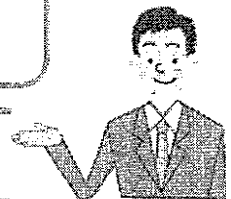


『社員の健康が気になるな・・・』
『会社で健康づくりに取り組みたい！』
『健康管理って何をしたら良いの？』

詳細情報は、このリーフレットの内側、
または大分県ホームページよりご確認ください。

キーワード：大分県 健康経営事業所

検索



（問い合わせ・申込先）

大分県健康づくり支援課 又は 県保健所・保健部まで

（住所・電話番号は裏面へ）

健康経営とは？



大分県では、健康経営の定義を『従業員の健康支援を通じて会社の益を生もうとする経営方針のこと』と定め、事業所として従業員の健康づくりを行うことの普及をめざしています。

1 『健康経営』を一緒に目指しませんか？

◎従業員の健康づくりに取り組むと、事業所には様々なメリットがあります。



企業の成長

生産性の向上

- ・欠勤率の低下
- ・業務効率の向上

負担軽減

- ・疾病手当の支払い減少
- ・健康保険料負担の抑制

イメージアップ

- ・企業ブランド価値向上
- ・社内、外的イメージアップ

リスクマネジメント

- ・事故・不祥事の予防
- ・労災発生の予防

県内で健康づくりに取り組む事業所の声

事業所ぐるみの取り組みで、職場での会話も増えて、仕事の相談もしやすくなりました！

昼休みに会社の周りを歩く人が増えました。心なしか、仕事中的動きも素早くなった気が…

2 大分県の『健康経営事業所』認定について

◎健康づくりに取り組む事業所を応援するための、登録・認定制度です！

◎健康経営Step1

まずは、登録！

- 手続きは簡単！県・保健所に申請書を提出しましょう。（事業所の規模・業種等は問いません。）

◎健康経営Step2

次に、実践！

- 職員の健康診断の実施と健診結果の把握、受動喫煙対策、健康情報の提供など、出来る事から取り組みましょう。

◎健康経営Step3

目指そう、認定！

- 下記の5つの取り組みを全て行っている事業所を「健康経営事業所」として認定！

認定基準

- 1 健診及び有所見者への対応
 - ・従業員の健康診断受診率100%及び従業員の健康診断の結果把握100%
- 2 事業主による主導的な健康づくりの推進
 - ・社内での呼びかけや事業所の健康リスク把握
- 3 受動喫煙防止対策
 - ・事業所建物内禁煙又は敷地内禁煙の実施
- 4 健康情報の定期提供
 - ・最低月1回の健康情報の社員への提供
- 5 事業所ぐるみの健康増進の取り組み
 - ・社内健康イベントの開催又は社外健康イベントへの参加

認定事業所の情報、取組は県が幅広く県民、他事業所へ発信！



3

事業所での健康づくりを県がサポート！！

◎健康経営事業所に登録した事業所は、下記のサポートを行います。

□ 健康情報の提供（毎月1回）

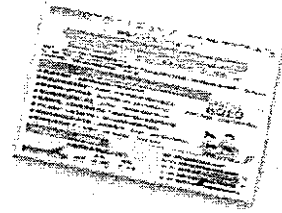
・毎月、県から事業所へ健康情報を、メール配信

□ 事業所対抗運動イベント

・県主催、気軽に楽しくとり組める運動イベント『歩いて健康No.1決定戦』をご案内

□ 「働き盛りの健康みえる化促進事業」

・ICTを活用した「簡単に」「楽しく」「継続」できる仕組みをご案内



4

大分県の『健康経営事業所』認定状況・事業所の取り組み

【平成27年度の登録・認定状況】

登録

507事業所



認定

137事業所

☆認定事業所の一覧は、大分県ホームページをご覧ください！



認定事業所での取り組み

毎日、社員皆でラジオ体操をしています。

会社の自動販売機は、業者へお願いして、特定保健用食品や糖質ゼロなど健康的なものに変更しました！



健診結果を把握して、受診の呼びかけ、確認を行っています！

会社の入口に「禁煙」を明示して、来訪者にも「禁煙」をお願いしています！

社員は会社の財産！



Q1 登録するためには、どうすれば良いですか？
どこに登録申込書がありますか？

A1 登録申込書は、大分県のホームページからダウンロードする事ができます。また、県内の保健所でももらえます。登録申込書の提出は、協会けんぽ加入事業所は協会けんぽへ、それ以外の事業所は、事業所の所在地を管轄する県保健所（リーフレット裏面参照）へ登録申込書を提出してください。（大分市内の事業所は、県健康づくり支援課へ）

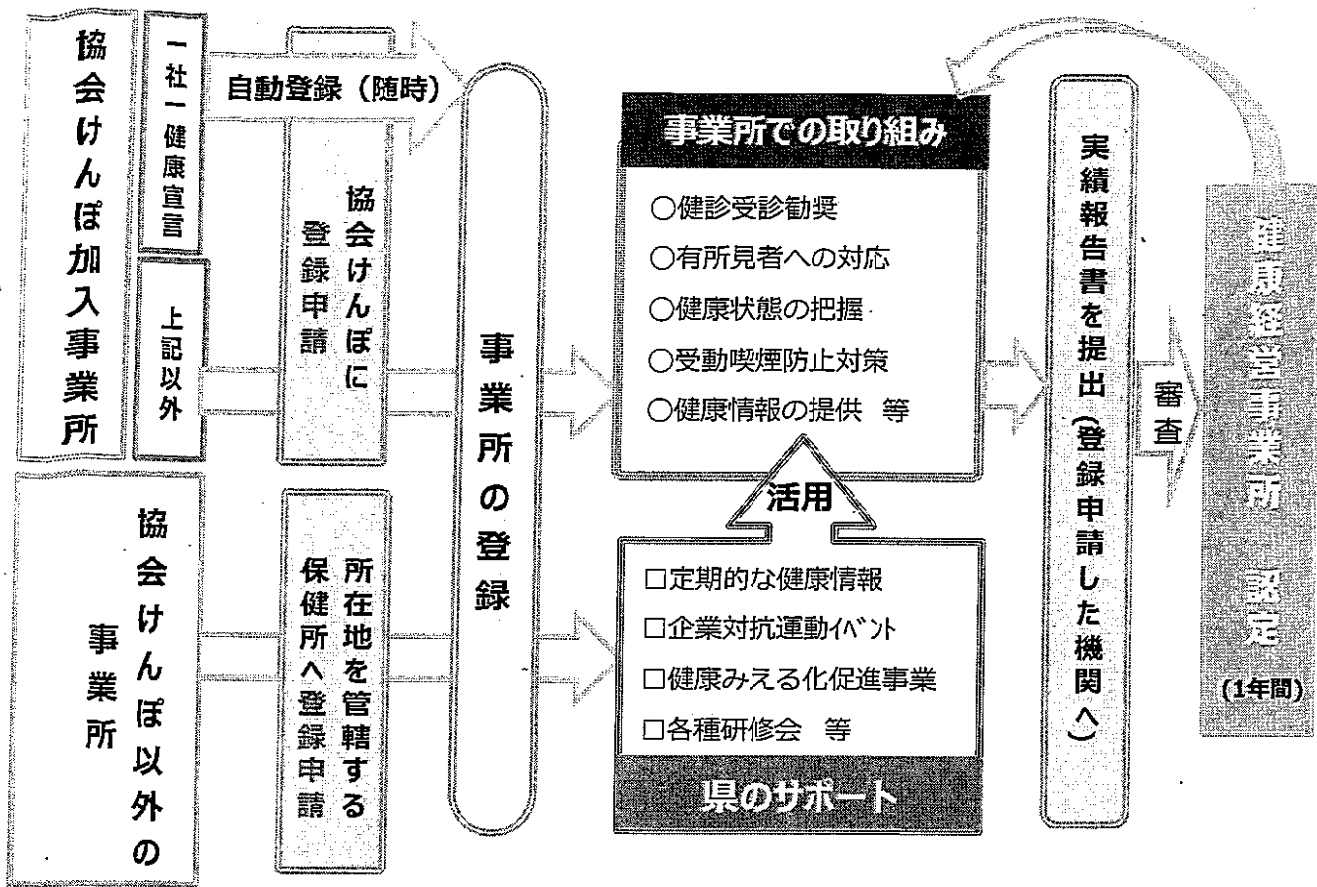
Q2 認定基準に当てはまるかどうか、県はどうやって確認しますか？

A2 認定の審査は毎年、年度末に行います。認定基準を満たしているかどうかは、年度末に県から事業所へ提出をお願いする「実績報告書」により確認を行います。

QA



「健康経営事業所」認定の流れ



問い合わせ先一覧(保健所等)			
事業所の所在地	管轄保健所等名	所在地	電話番号
別府市、杵築市、日出町	東部保健所	別府市大字鶴見字下田井14-1	0977-67-2511
国東市、姫島村	東部保健所 国東保健部	国東市国東町安国寺786-1	0978-72-1127
臼杵市、津久見市	中部保健所	臼杵市大字臼杵字洲崎72-34	0972-62-9171
由布市	中部保健所 由布保健部	由布市庄内町柿原337-2	097-582-0660
佐伯市	南部保健所	佐伯市向島1-4-1	0972-22-0562
竹田市、豊後大野市	豊肥保健所	豊後大野市三重町市場934-2	0974-22-0162
日田市、玖珠町、九重町	西部保健所	日田市田島2-2-5	0973-23-3133
中津市、宇佐市	北部保健所	中津市中央町1-10-42	0979-22-2210
豊後高田市	北部保健所 豊後高田保健部	豊後高田市是永町39	0978-22-3165
大分市	大分県福祉保健部 健康づくり支援課	大分市大手町3-1-1	097-506-2666

健康経営登録事業所（豊肥保健所管内）：34カ所(H28度 10ヶ所追加) 平成28年8月16日現在

健康経営認定事業所（豊肥保健所管内）：8カ所 平成28年3月末

番号	保健所	事業所名称	宣言担当者	所在地
1	豊肥	社会医療法人社団 大久保病院	渡邊 潤子	竹田市 久住町栢木 6026-2
2	豊肥	医療法人 孝寿会	松尾 光代	竹田市 直入町長湯 7985番地の5
3	豊肥	株式会社 KENKOH	児玉 健二	豊後大野市 犬飼町田原 77番地7
4	豊肥	株式会社 ごとう	後藤 健太郎	豊後大野市 緒方町馬場 91
5	豊肥	株式会社 高山組	高山 里美	竹田市 大字拝田原608番地
6	豊肥	有限会社 後藤製材所	賀籠六 めぐみ	竹田市 久住町久住 3315番地
7	豊肥	社会福祉法人 豊後大野市社会福祉協議会	佐藤 公彦	豊後大野市三重町玉田1128
8	豊肥	大分県農林水産研究指導センター畜産研究部	平井 哲也	竹田市久住町大字久住3989-1

大分県全域の健康経営認定事業所の状況

平成27年3月末 45事業所



平成28年3月末 137事業所 (登録：575事業所 7月末現)

